

# ファイトバック!



館長  
雇止め

バックラッシュ裁判

No.11 2009年5月10日 発行

編集・発行:館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会  
連絡先:520-0047 大阪市北区西天満2-3-16絹笠ビル1F  
大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550  
■URL:<http://fightback.fem.jp> ■Email:[fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)  
■郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

## 結 審

2009年5月22日(金)3時  
大阪高裁 74号法廷へ



東京都立七生養護学校勝訴判決を喜ぶ宮地弁護士(左から2人目)。3月13日、大阪弁護士会館にて

.....も く じ .....

控訴審の結審にあたって 三井マリ子 .....	2
裁判報告 館長雇止め・バックラッシュ裁判5月22日結審へ .....	4
浅倉むつ子教授の意見書を読んで 伊藤とも子/木村昭子/三木綾子/金田佳枝 .....	5
陳述書 望月奈緒/示村冬子 .....	9
会員コーナー 選挙当選者報告 .....	11

## 控訴審の結審にあたって



三井マリ子（すてっぷ初代館長、控訴人）

2009年5月22日、いよいよ控訴審の結審を迎えます。

2007年秋、大阪地裁の山田裁判長は、雇用継続を拒否した豊中市らに損害賠償を求めた私の訴えを棄却しました。豊中市の不正を一部認めたのですが、違法性は否定したのです。まるで「10発殴られたら救ってやってもいいが、5、6発なら我慢しろ」と言われたようでした。

豊中市や財団は嘘に嘘を重ねて私の人生を翻弄しました。私は、その不誠実さに直面し苦しみました。体中に湿疹ができて眠れない夜が続きました。しかし第一審判決は、その苦しみを癒すどころか私を絶望の淵に追い落とすようなものでした。

私の苦しみは、この日本社会において軽んじられてきたおびたしい数の働く女たちの苦しみであり、大勢の非常勤職の人たちの苦しみです。また、日本の津々裏々で、バックラッシュ攻撃を受けて疲弊している多くの人々の苦悩でもあります。この事を身をもって知った方々によってつづられた「陳述書」が、判決後、全国各地から私に50余通も届きました。涙なしには読めない文章が数多くありました。この裁判は私だけの裁判ではないと確信させられました。

控訴審で、弁護団は、「被控訴人らに有利なように推測したり、証拠に基づかない判断をしたり、過大な立証責任を控訴人に課している」と裁判長を批判しました。さらに、脇田滋教授と、浅倉むつ子教授から、「意見書」が提出されました。判決に対しての痛烈な批判です。

2000年、私は全国公募に応募した60人の中から選ばれ、豊中市の男女共同参画推進センターすてっぷ初代館長に就任しました。私は、「豊中にすてっぷあり」と言われる、その日を目指して、一生懸命に働きました。すてっぷから徒歩2、3分の地に住まいも移しました。こうした私の仕事ぶりは、市や財団から評価されこそすれ批判されたことはありませんでした。これについては判決も認めています（判決文40－43頁）。では、なぜ、館長である私を知るべき情報を徹底して秘匿されたあげく、職場から排除されなければならなかったか？

浅倉教授は「バックラッシュ勢力への自治体行政の対応を事実として認識しないかぎり、本件事案の本質はみえてこない」とし、「バックラッシュ勢力の横暴な体質に目を向けない表面的な把握でしかない」と判決を批判しています。「組織変更の結果、プロパー職員の増大策を淡々と実施したのではなく、そこには市と財団の『新たな意図』が反映されていたと考えざるをえない」と断じています。その上で、浅倉教授は、以下のように、豊中市と財団は、私の人格権を侵害し、事業者が労働者に対して負う「職場環境保持義務」に違反した、としています。

「控訴人の排除にいたる一連の経過の中で、さまざまな人格権侵害が行われた。非常勤館長として誠実に職務を

果たしてきた控訴人に対して、

- ① 財団事務局の組織変更の中から浮上した非常勤館長職から常勤館長職への切り替えに関する情報を、当初から控訴人に秘匿した
  - ② 控訴人が常勤館長職を望んでいないという虚偽の未確認情報を、意図的に、第三者や控訴人以外の候補者にも流した
  - ③ その虚偽情報を利用しながら、控訴人以外の候補者に常勤館長職の就任を要請して、就任を応諾する者が出るまで、さらに控訴人に情報を秘匿した
  - ④ 常勤館長職の就任を応諾する者が出たあかつきには、公平さを装うために常勤館長としての選考試験を控訴人にも受けさせたが、それはまったくの形式的な手続きにすぎず、すでに決まっていた候補者を合格させるためだけの試験であり、このことによって控訴人を欺いた
  - ⑤ そして最終的には、正当な理由もなしに、控訴人を財団から排除した
- これらの行為によって、控訴人は、自らの人間としての尊厳を傷つけられ、精神的苦痛をこうむり、人格的利益を侵害された。」

一方、豊中市と財団は、控訴審になって、「支離滅裂」「非常識きわまる」「虚構」というような言葉をちりばめて私への非難をさらに強めています。すなわち、「バックラッシュ勢力への屈服は、不確かなことを承知の上で、もち出した根拠のない理由であり、この根拠のない方便的主張を維持するため、これも根拠もない密約説まで重ねるに至ったものであり、すべて虚構である」というのが、最終的な結論のようです。このとんでもない主張に対するわれらが弁護団の最後のカウンターパンチは、5月22日、大阪高裁74号法廷で明らかにされます。ぜひぜひ傍聴にいらしてください。

提訴以来5年が過ぎました。相手方の膨大な数の書類を読みこみ矛盾を探しだしては新たな主張を展開してきた弁護団の皆さま、敗訴後も温かく力強く伴走して下さったたくさんの支援者の皆様、本当にありがとうございました。

(2009年5月4日記)



三井さんやすてっぶに嫌がらせを繰り返したバックラッシュ勢力の代表格の男性が逮捕されました。4月5日の各紙は、「教育再生地方議員百人と市民の会」の事務局長増木重夫と、同会の会員遠藤健太郎の両容疑者を暴力行為等処罰に関する法違反容疑で逮捕したことを報道しています。彼らは、西宮市の市立小学校を訪れ、女性校長に教育関係の団体メンバーを名乗って「西宮市教職員組合の役員を務める男性教諭を処分しろ」と要求。校長が断ると、「入学式に街宣車を出して抗議活動をする」などと脅したということです。

「入学式に街宣車」  
小学校長脅迫疑い  
兵庫県警、男2人逮捕  
兵庫県警公安二課は  
四日、「入学式の日  
街宣車で来る」などと  
兵庫県西宮市の市立小  
学校長を脅したとし  
て、暴力行為法違反容  
疑で、市民団体「教育  
再生・地方議員百人と  
市民の会」の事務局長  
増木重夫（56）と大阪  
府豊中市の同会の会  
員遠藤健太郎（36）と  
大阪市北区の両容疑  
者を逮捕した。

▲京都新聞 2009年4月5日（日）朝刊

# 館長雇止め・バックラッシュ裁判5月22日結審へ

豊中市の男女共同参画推進センターすてっぷ元館長・三井マリ子さんが、市と財団に損害賠償請求をしている裁判の控訴審が3月13日、大阪高裁で開かれた。被控訴人の豊中市側からは129ページもの反論が提出された。三井控訴人側は、財団が市の支配下に置かれている現状を赤裸々に示す文書など新たな証拠を2点提出した。

裁判長は、次回5月22日（金）15時から、結審であると言いました。

今回、被控訴人の豊中市側から129ページもの反論が提出されました。その中で、市や財団は、これまで自ら主張していたことを変更してまで、三井控訴人側主張を「失当」だと決めつけました。

第1に、組織変更に伴う予算要求についてです。予算要求文書は財政当局にすべきものであり、さすがの豊中市も「財政当局に補助金を予算要求するために作った」と、原審では繰り返していました。しかし、控訴審で、市長と直で行ったとガラリと変えてきたのです。

第2に、これまで「中・長期的展望で行う予定であった組織変更」と言っていたことも変更しました。今回は、「中・長期的構想を持って財団運営に臨んでもらうために、常勤化を直ちにせねばならないと言ったのであり、中・長期的展望とは言ってない」などと言っています。

第3に、桂容子さんに会って「(常勤館長は)あなたしかいない」と断言した本郷部長自身が常勤館長の採用選考委員会に入っていた不公正さについてです。これに対しては「財団は人事を含め自主独立」「市が財団に対して人事権を行使することなど一切なかった」など

と、形式論を繰り返しています。

第4に、男女平等推進に反対する市議やその支援者などへ三井さんが「お詫び行脚をしろ」と市からせまられていた件です。いわゆる「FAX事件」への対応です。市は、「おわび行脚をしろ」、など三井さんに言った覚えがない、と言ってきました。

以上の被控訴人の言い分に対して、三井控訴人側は、新たな証拠を2点提出しました。

ひとつは、『女性学年報』の記事です。「大丈夫ですよ。細かな事務作業は、全部、中間管理職がやります。センター長は、全体をみていただくのが仕事です」と、ヘッドハンティングされた女性センター長が、退職後、ペンネームで書いています。

もうひとつは、山本事務局長（当時）のメモで、いわゆる「FAX事件」に関連して、北川議員と本郷部長の面談後、幹部職員らが打ち合わせた内容です。

さとうしゅういち 2009/03/18

(インターネット新聞 JANJAN 掲載記事の筆者の要約です)  
<http://www.news.janjan.jp/living/0903/0903149381/1.php>



◀ 2009年3月13日（金）  
控訴審後の交流会

## 浅倉むつ子教授の意見書を読んで



### ■進んでいると見られていた豊中市の仮面をはいだ浅倉意見書

伊藤とも子（女性議員をふやそう会、元芦屋市議）

高等裁判所に提訴後は50人を上回る支援者の「陳述書」が裁判長に提出され、また裁判後に毎回行われている、大阪弁護士会館での弁護士方の担当ごとの、丁寧でわかりやすい解説の一言一言に、納得し励まされながらの5年に成りました。

控訴してからの画期的なことは、龍谷大学・脇田滋教授の「意見書」と早稲田大学大学院・浅倉むつ子教授の「意見書」が提出されたことであると考えます。

浅倉教授の「意見書」は、1、人格権侵害と使用者の職場環境保持義務 2、バックラッシュ勢力の横暴で執拗な言動について 3、豊中市および財団による控訴人に対する態度の変化 4、「組織変更」の名の下に行われた人格権侵害 の4点に纏（まと）めてあります。その論旨は明快です。

1. 近年の労使関係と人格権の位置付けおよび救済手段のところでは、サンデン交通事件・山口地下関支判（H3）、関西電力事件（H7）また昭和町事件（H18）などの判例を引き、「再任を希望していたにもかかわらず再任されなかった嘱託職員の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となると解するのが相当である」として人格権の侵害に対して、慰謝料を認めている例を紹介しています。さらに「パワーハラスメント」「プライバシーの侵害」などをあげ、使用者は職場環境保持の義務を負っていることから、従業員の働く場の環境を悪化させた場合は、不法行為責任を問われると言及しています。

2. 全国組織のバックラッシュ勢力が、男女共同参画社会の構築に対して、なりふり構わず攻撃を仕掛けていること、それに対して地方自治体は執拗で陰湿な攻撃のターゲットになることを恐れ、自主規制をして

いる実態が述べられています。男女共同参画の条例制定にも影響が出ています。山口県宇部市のみならず、他市においても男女平等を謳った条例が修正を余儀なくされ、また条例策定の遅延の原因になっていることを言及した件りは、浅倉先生の強い危惧が反映した文章です。そもそも今回の事件は、北川悟司議員等の圧力が無ければ起こりえなかったのではないかと考えさせられます。浅倉教授は、「このようなバックラッシュ勢力への自治体行政の対応を事実として認識しないかぎり、本件事案の本質はみえてこない」と断じています。

3. 豊中市は人口約39万人の阪急沿線にある住宅都市で、現在の高齢化率は約20%で、そのうち女性が57%。市会議員数は36名で、女性議員は7名で19%になります。あまり問題もなく、女性センター「すてっぷ」が立ちあがった時期も関西の中では早いほうでした。初代館長を全国公募で、三井マリ子さんという女性政策で有名な方を選んだこともあり、近隣から施設見学に訪れる人も多かったと聞いています。三井さんを館長に決めたことで、女性政策に携わる女性たちから好意的な期待をよせられ、「豊中市は女性政策では進んでいる市である」と認識されていました。

そのぶん、バックラッシュ勢力からは苦々しく思われ、攻撃の対象になったものと思われれます。その異常ぶりは、毎日テレビ（MBS）のニュース特集で取り上げられました。私も含めて、テレビで報道されるまでは知る人は少なかったと思います。三井さんがバックラッシュ勢力の攻撃に毅然として頑張れば頑張るほど、同勢力の嫌がらせはひどくなり、豊中市は女性政策のパイオニアであったことを忘れて、目先の攻撃をかわすことに汲々として、いろいろな画策を弄したのではないかと、と思います。

裁判ではこのことの細かなことが証拠となるために、浅倉教授は、「意見書」で、ひとつ、ひとつ書き出しています。例えば、豊中市の幹部職員である本郷部長は、「三井館長が講演会で専業主婦は頭が悪いといっ

た」という誹謗中傷の噂を明快に否定しなかったばかりか、三井さんが、噂を流した議長にどこで聞いたのかを会って質すこと自体も懸命に阻止しようとした。浅倉教授は、「副議長への面会は、『噂』が根も葉もないことを本人が副議長に直接伝えることが含まれるはずであり、なぜれほど『すべきでないこと』なのだろうか」と自問しています。その答えは、北川議員と同じ市議会会派『新政とよなか』に属する副議長の「気分を害することがあってはならない」とする豊中市の配慮と、浅倉教授は自答しています。また、誰もいない閉庁日の市役所で、午後7時から3時間も女性4名（三井控訴人を含む）が北川議員らから「恫喝、罵倒」を受けたこと、その後の「おわび行脚」や「始末書」の強要など、三井控訴人には納得が出来ない辛いことが多くあったと感じる内容になっています。

4. その後の、「館長のクビをすげ変える」という方針の下、「組織変更」に名を借りた、豊中市と財団の控訴人排除のやり口は、不明朗で不公正な不法行為の数々で、それまで頑張っていた三井控訴人のプライドを奪い、叩きのめすに十分であったと感じます。信頼していた部下による情報の秘匿、「三井は、常勤を引き受ける意思はない」という虚偽情報の流布、パートタイム労働法の指針から主張した優先採用の拒絶、すでに選考される者が決まっていた形式的面接試験の欺瞞……。ここでも、浅倉教授は、市および財団は、控訴人の労働環境の悪化を無責任に放置した責任を問われるべきであると断じています。三井控訴人は自らの人間としての尊厳を傷つけられ、人格を侵害されるなど精神的苦痛をこうむり、身体にも多大な痛手をこうむるに至ったのです。

これら4点は、豊中市および財団が三井控訴人に対して行った共同不法行為であるのみならず、事実上の使用者である豊中市が職場環境保持義務に違反したものであり、債務不履行の責任を免がれることは出来ない。抛って市と財団は控訴人が被った精神的苦痛に対する損害を賠償する責任を負う——と浅倉教授は断じています。

大きくて強い組織に対して、個人の出来ることには限りがあります。その時、正当性を訴えて救いを求める個人に対して、司法は長いものに巻かれることがあってはなりません。

この浅倉教授の「意見書」は、私など素人にも第一

審判決の不当性が良くわかるように解説してあります。弁護団の力強い活動と共に今回こそは「勝訴」間違いないと固く信じています。

浅倉教授、立派で有効な「意見書」を提出していただき本当に有難うございました。

日本も遅まきながら男女共同参画社会の構築を目指し、表向きは男女の雇用差別も改善されようとしています。それと期を同じくして、既得権益を死守したい人たちからバックラッシュが起こってきました。しかし、女性の生涯収入を適正に確保し、女性の貧困を解消することなしに少子化は止まらないのであり、安全で安心できる社会をつくるには、バックラッシュ勢力の考えとは逆の方向、つまり女性が政財界のあらゆる分野に出ていけるサポートが必要だ、とごまめの歯軋りをしている毎日です。

(2009年3月22日)

## ■浅倉意見書は三井裁判への福音書

木村昭子（ファイトバックの会@高知）

浅倉むつ子教授の「意見書」は三井裁判へのまさに福音書である。これほど明確にバックラッシュの無法を断罪し、その影響を恐れ、萎縮し、その攻撃をかわさんが為の豊中市と財団の卑劣な三井下ろしの工作を指弾した文書を、私は初めて読んだ。

この意見書は、三井裁判に新たな展望をもたらさざらうと確信させるに余りある。労働法、ジェンダー法双方の権威である浅倉むつ子教授だからこそ書けた至高の論文である。

ここに書かれているそれぞれの事象は、既に三井さんの陳述書と弁護団の数々の準備書面により法廷で明らかにされてきた。その事実の中から、ジェンダー学の研究者である浅倉教授は、バックラッシュ勢力の実態に焦点をあてる。それがこの意見書の大きな特徴のひとつとなっている。

「バックラッシュ勢力の横暴で執拗な言動について」と特に章を立てて「バックラッシュ勢力の攻撃と地方

自治体の自己規制」「豊中市の場合」と論じ、更に別の章でも「バックラッシュ勢力からの圧力に対する豊中市と財団の対応」と、バックラッシュ勢力に対する読み手の認識を喚起しようとしている。男性である裁判長にとって、「バックラッシュ勢力」はさしたる関心事ではなかったであろうと想像されるが、この意見書によりかならずや裁判長の認識が深まるであろう。それが、この裁判の行方を方向づけることになる信じたい。

研究者が「象牙の塔」を出て、その研究成果を市民生活に活かすことを、社会は求めており、浅倉教授の今回の意見書執筆は、こうした社会の要請に応えたものであろう。とはいえ、多忙な浅倉教授が三井陳述書をはじめ、膨大な量の裁判記録の資料をすべて精査し、第1審判決の問題点を逐一指摘された、その努力には、ただただ敬意を表さざるをえない。

浅倉教授をここまで駆り立てたものは何だろうか？

それは、三井さんが裁判をしてまで訴えねばならなかった「バックラッシュ勢力に屈した行政による非常勤館長の使い捨て」が、労働法・ジェンダー法から見て、いかに許しがたいものであるかという点にあるのではないだろうか。

昨年来の世界的不況を背景に、働く者の人格権や労働環境はないに等しい状況が現出している。また、セクハラ・パワハラ・モラハラの増加と共に雇用者の「労働環境保持義務」が強調されるようになってきた。これらハラスメントは人権侵害に他ならない。今ほど働く者の「人格権」と「労働環境保持」が求められる時は無いと痛感している。

三井さんは、人格権と労働環境を保障されたディーセントワークの確保という、人間にとって基本的で普遍的な権利を求めて闘っていることを、浅倉意見書は語っている。

(2009年3月29日)



## ■人間としての誇りをとりもどす大きな力を与えてくれた

三木綾子（詩人）

浅倉意見書を読み、バックラッシュ勢力の横暴かつ執拗な攻撃的言動の実態と、豊中市が自分たちがターゲットになることをいかに恐れていたかをあらためて認識させられました。

とくに「職場環境保持義務」については、こころ強いかぎりです。「ファックス事件」と、その後の市側の対応、公平性にみせかけた面接試験等々、三井さんに対して豊中市はどれほどの人格権侵害をしてきたか！

尊厳を踏みにじってきたことか！思い出だけでも怒りにふるえが止まりません。

浅倉意見書は、裁判支援者にとってはもちろんのことですが、小泉政権のころからの自己責任という名のバッシングに加えて、昨今の不況下での労働者の自己規制、毎日、身を縮めて働いている人たちにとって、そして私自身にとっても人間としての誇りをとりもどす大きな力を与えてくれました。

すてっぷを辞めさせる前、ある所で会った憔悴しきった三井さんの姿がいまだに目に焼き付いています。ですから、人間としての誇りをとりもどす為に裁判をしてよかったね、と、浅倉意見書を読みながら号泣してしまいました。

泣いたので、久しぶりにスッキリ。そしてあらためて豊中市に対する怒りが噴出してきて冷静に書けないので困りましたが、こうした書く機会をもらったことにお礼を言います。

## ■「三従の教え」から「個人の尊厳」へ

金田佳枝（市民運動家）

浅倉意見書については既に多くの方々から感想や内容について紹介がされています。私は少し違った観点から、三井マリ子さんとの出会いと、三井さんから受

けた学び、そして浅倉意見書から学ぶものとして、人格権について思ったことを書かせて頂こうと思います。

私はもう後期高齢者の仲間です。私の中の意識が「権利」に目覚めたのは、日本に新しい憲法が生まれ、民主主義の時代になってからで、私の中に「権利」が「基本的人権」として定着するまで、かなり長い年月が必要でした。それまで私の物事の判断基準は、精神形成期に受けた日本の教育、長く日本を支配していた「道徳」でした。あるいは「三従の教え」でした。成人し、結婚し、子育てや家事に明け暮れる日々、そこに埋没しているだけなら、それで十分だったのです。そこから脱却するにはかなりの年月が必要でした。

長い年月の中で、それでも、公害や、暮らしを取り囲む環境、公害、子どもの教育、社会教育の場などで、子どもの成長に伴ってぶつかって、私の中に一般的な権利意識がつくられていったと思います。しかし、国際婦人年になってはじめて、女性の人権という考え方に行き当たったのです。多くの新しい情報を得て、私も女性として、また個の存在としての自分を自覚するようになったとしか言いようがありません。

幸い、私が子育て中に作った学びの場や、子育てを終わってから係わることができた仕事は、一つには、そうした女性の「個の確立」、「家父長制からの脱却」のための学びの場づくりであり、参加した活動もそのための活動団体でした。学びの場では、多くの講師の方から、自立していく過程、あるいは女性という立場からの問題提起、主権者意識といったお話を聞きました。情報から阻害されてきた過去を繰り返したくないと、情報についても、学びの場の企画とともに意見をたたかわせました。また団体の活動に関わる中で大勢の方達と語り、「道徳」や「性別役割意識」をベースに、ともに意見をたたかわせました。「学習権」「環境権」「労働権」などといった権利は、そのような場を重ねることによって、私の中にふくらんでいきました。「権利」は、知識としては以前から得られてはいても、現実の問題と結びつけ、当事者として行使していくまでには、自分のものではなかったのです。

浅倉意見書は、こうした自分の中で育ってきた一つ一つを総体としてつなぎ、憲法に保障される「個人の尊厳」として、はっきりと形にしてくださいました。

三井さんが、裁判に訴えてまで、個人の人権を守ろうとされる勇気に打たれました。大阪での裁判は、遠隔の地ということや個人的な理由で、傍聴には参加できず、送られてくる情報によって、裁判の成り行きを見守るだけでした。もどかしさを感じながらの年月でした。

日常の暮らしは法律だけではなく、慣行や、古い道徳や、そして自己責任という言葉や、地域や職場での人間関係が様々な縛りとしてあり、また、「権利」など利害の対立する場も多々あり、そうした矛盾と混乱の中で、それぞれが闘いながら生きています。判断基準をどこに置くかは人さまざまですが、「自分は何者なのか」を問うとき、そこには侵し難い人間の基本的人権が存在します。現実との乖離に私たちは悩みながら、それでも少しでも自分というものの存在を確立させたいと努力しています。

裁判というのは、そうした様々な縛りに満ちた現実を、より確実に基本的人権が保障される社会に近づけていくために存在しているのではないかと思います。今回の三井さんの裁判は、その意味で、労働する権利、そして三井さんが人として持っている侵し難い人格権を保障するための大きなモデルケースになるのではないかと考えています。

結審も近づきました。今回、裁判が「基本的人権」の擁護者としての確かな判断を下されることを信じて疑いません。幾多の困難が予測されながら、決然と是非を世に問うた三井さんの勇気に声援を送りたいと思うとともに、「人格権」という基本的な権利を明確にしてくださいました浅倉意見書に感謝したいと思います。

(2009年4月25日)

「意見書」を書いた浅倉むつ子教授とは：  
東京都立大学法学部教授、ヴァージニア大学ロー  
スクール客員研究員を経て現在、早稲田大学大学  
院法務研究科教授。「労働法における均等待遇原  
則」、「労働法のジェンダー分析」が専門。  
1991年山川菊栄賞受賞

(伊藤さん、金田さんの文は1部割愛しております。——編集部)



## 陳述書 「すてっぷ・ポスター展」で三井さんと出会って



2007年11月27日

望月 奈緒

三井マリ子さんは、私の希望の星です。

私が初めて三井さんに会ったのは、とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」で開かれていたポスター展でした。たしか、2004年3月初め頃で、ポスターはフランスで使われたものだったと思います。妊娠・出産をめぐる女性の権利についてのポスターとその解説が展示されていました。それを見たり読んだりしながら、新しい発見をしたり、女性の権利を再認識したりすることができました。とても刺激的でした。一緒に見に行った夫とも、この企画展で学び知ったことについて、議論することができて楽しかったです。

ポスターを見ている私たちの前に颯爽と彼女が現れました。その時、私のおなかには長女がいたのですが、それに気づいた三井さんが“Are you pregnant?”と、にこやかに声をかけてくれたのです。照れている私を、彼女は“Congratulations!”と祝福してくれました。あ那时的情景——彼女の格好良さ、知的な印象——は、いつまでも色褪せることはないでしょう。私がそれまで日本のフェミニズムについて抱いていた先入観も払拭されました。

その後、2005年3月から9月末まで、夫の仕事の関係で私たちは生後間もない子供といっしょにフランスへ生活の場を移すことになりました。そのため、その後の三井さんの「すてっぷ」での企画に接する機会を逃してしまったことは残念です。けれども、初めての外国生活でしんどい思いをしていたときに、勇気をふりしぼって一步を踏み出すとき、いつもあ那时的三井さんとの出会いの思い出が私を支えてくれました。さらに、私も三井さんのようになりたい、という憧れの気持ちが、フランス語を勉強するうえでもとても励みになったのです。そうして私は、拙くはありますが、とうとうフランス語を話せるようになりました。そして、それが今、どれだけ私の人生を豊かにしていることか言葉では言い表せないほどです。

ポスター展でも触れられていたフランスの哲学者シモーヌ・ド・ボーヴォワールの『第二の性』を手にするのも、もし彼女との出会いがなければ、なかったのではないかと思います。この本を読んだことが、長女とその後生まれた次女の子育てに新しい視点をもたらしました。私や私の娘たちがいまの時代の日本で「女性」として生きていかなければならないということについても、よく反省するようになり、またそのことに関して政治的に考えるようにもなりました。

私は2005年秋にフランスから帰国しました。同年、何月のことであったかは定かではありませんが、三井さんに会いたいと思い、夫と二人でふらりとすてっぷを訪ねました。

すてっぷに掲示されていたイベント・スケジュール表の館長名は、「桂容子」でした。そこでカウンターへ行って、「三井さんはおられますか」と私が尋ねると、応対してくれた方は、「ちょっとお待ちください」と言って、いったん事務所の奥へ下がりました。そして少しの間後、その方は再びカウンターの方に戻って来て、「三井さんは亡くなりました」と、そのとき私たち二人には聞こえたのです」と言ったのです。私たちは呆然としてしまいました。残念な、悲しい、しかしそれが信じられないような気持ちで、すてっぷを立ち去ったのです。

今年の夏ごろ、偶然、豊中市内のNPO法人「障害者の自立を支えるサポートネットワーク」(サポネ)で、「三井マリ子さんを囲んで——“すてっぷ”で何があったのか」というタイトルの案内チラシを見つけどても驚きました。三井さんは生きていたのです。

私は、何をさておいてもその集会に出ようと決心し、二人の子どもを連れて参加しました。そこで、私は、三井さんが不本意にもすてっぷを辞めさせられたのだと知りました。私はそのことにもショックでしたが、「亡くなった」と聞かされていた三井さんに直接会えたことで、感涙にむせてしまいました。

今回の裁判を見守るなかで、非正規雇用の問題の陰に隠れてしまっていますが、やはり女性差別やジェンダーをめぐるバックラッシュの問題が本質的であるように私は思います。誰が、どのような底意をもって、三井さんのような輝ける女性を葬ろうとしたのでしょうか。けれども、どのような悪意の攻撃を受けようとも、輝ける星の光は絶対に消えない。この光によって照らされ、三井さんを道標にして歩いてきたのは私だけではないはずです。司法には公正な議論の場を確保されることを願います。どうか、この光が遮られることなく、もっとたくさんの人たちに届きますように。

\*\*\*\*\*

陳述書

## 非正規雇用労働者として働いて

2007年12月5日

示村 冬子

私は今、大阪府下の信用組合でパート労働者として働いて12年半になります。この信用組合は出資金46億7千万円、預金高2014億円の信用組合としては大手の会社です。

何が一番情けないかというと、長年働いて、経験を積み仕事もこなせるようになっても、賃金は時間給のままで、その時間給もまったく上がらないことです。また、パート労働者を会社は、「パートの女性はいて、家計補助か自分の遊ぶ小遣いをつくるためだろう」との固定観念をむき出しにします。その上、研修や教育も受けさせないのに、一人前の仕事を要求し、クレーム(私たちの責任でない場合も多々ある)があると、「担当者は誰？」などといってパートである私たちの責任にしようとする上司の言葉には絶句します。

私たちパート労働者は、会社側と何回も契約更新を繰り返してきています。にもかかわらず、会社は、形式的な雇用契約書を半年毎に取り交わし、「いつでも契約期間が満了したら会社の都合で解雇できる」ということをパート労働者に思わせています。同僚のパート労働者は本気でそう思われています。

一人のパート労働者が、会社に乞われて正規社員と同じ労働時間を働くことになりました。社会保険の適用はされましたが、守備範囲はかなり多くなりました。正規社員と同じような仕事を同じだけさせられ、時間給はその前と同じ低額でした。彼女は、心無い上司に「ほかのパートさんと大して変わらないね、時間給稼ぎしているんじゃないの」と言われ、悔しさのあまり泣いていました。

私たち非正規雇用の労働者は、給与や待遇は一人前として扱われないのに、仕事は一人前の仕事を要求されています。そしてそのことを正規社員はなんとも思っていないのです。「使い捨てで、いつでも取替えの利く労働者」と思われているのが、とても悔しいです。



会員コーナー

◆男だけだった町議会の  
紅一点となりました

加美町議 伊藤由子 (宮城県)

3月22日に投票があった宮城県加美町議会議員選挙に立候補し当選しました。女性の当選者は私一人です。私は、誰も女性がいなかった加美町議会に女性議員を誕生させたいと女性の候補者を探していました。でも誰も出る人がいなかったため、私が立候補することになり、その結果、紅一点となることができました。20人の定数に25人が立候補し、私は16番目で当選しました。実は、ちょうど1年前、2008年3月1日、仙台市で、館長雇止め・バックラッシュ裁判の報告会を企画しました。(http://fightback.fem.jp/flyer-08\_3\_1\_sendai.html) 会の後、交流会をしました。その席で、「加美町に女性議員が誰もいない・・・」と私が話したら、三井さんが「伊藤さん、ぜひ立候補して」と私を一生懸命説得しました。でも、私は担ぎ出す側だから、と、その時は思っていました。

今回、立候補し当選したら、その会に出ていた佐々木悦子さんが「あのとき、三井さんが言ってたでしょう！」と言って来て、あらためて1年前の報告会と交流会を思い出しています。



当選後すぐ、「新しい歴史教科書をつくる会」の宮城県支部に属している人(私の知人でした)が、自宅に訪ねてきました。どっさり資料を持ってきて、議会で協力してほしいという挨拶に来たのです。あちらは全国的にこうした運動を展開しているのだな、と、驚きました。選挙での体験や初議会について、またご報告しますが、取り急ぎ、当選の御礼と報告をいたします。

(伊藤さんは、裁判の報告会を仙台市で『教育労働ネットワーク』のみなさんと2回開催してくださっています。感謝! ——編集部)



◆「常識を打ち破れ！」で  
広島県廿日市市 市議に

廿日市市議 井上さちこ (広島県)

3月29日投票の広島県廿日市市議会議員選挙に立候補し、当選させていただきました。  
定員30名に対し、立候補者数は37名となり、1市3町1村の合併後に行う初めての選挙で、合併前の地域の地区割りが取り払われた選挙になりました。女性の当選者は私を含めて、定員30人中5名です。(無所属2、公明1、共産2)  
私は、一昨年10月に市議員を辞職し、市長選挙に立候補しました。巨額の借金を抱えてそのうえ赤字体質を引きずったまま箱物行政を続ける体制を変えよ

うとの思いで立候補しました。結果は、議員数では30対1の状況で相手候補を応援する議員が多く苦しい戦いが続きました。票数は6対4で負けました。善戦と言われましたが、負けたことには変わりなく再度市議選に出るまでの1年5ヶ月は長く苦しい思いのまま社会貢献活動をしていました。

世間の常識では、議員生活を1期も全うしなかった者が、市長選挙に出る、そしてその市長選挙に負けた者がまた市議選に出るといふことは、考えられない!との批判を受けました。

そういう時、わたしは言います。「常識を打ち破らないと、この廿日市市では、わたしが100歳になっても、市長選挙にはでられないでしょう!」と。

「常識を打ち破れ!」この言葉を、大切な心の言葉として、次の目標に向かって進みだしたところです。



- ◎ 裁判の傍聴をよろしくお願ひします。5月22日午後3時開廷。  
午後2時30分大阪地裁正面玄関ロビー奥に、バンダナをしている世話人を目印に集まってください。傍聴参加の方は**同封のハガキ**でお知らせください。不参加の方は応援メッセージをよろしくお願ひします。  
**18日までに連絡を！**

- ◎ 「第4準備書面」印刷版、限定50部つくりました。  
1冊送料共でカンパ700円です。

2008年12月11日の控訴審で高等裁判所に提出されました。市長をはじめ、豊中市がどのように三井おろしを画策したのか、詳細に論じられています。控訴審の集大成と言ってもいい総合的文書です。

「弁護団と三井さんが全力で作成した内容の濃い書面です。みなさんぜひ読んでください」（宮地光子 弁護士）

PDF版は以下のサイトからダウンロードできます。  
[http://fightback.fem.jp/koso\\_teisyutubun\\_mokuji.html](http://fightback.fem.jp/koso_teisyutubun_mokuji.html)

- ◎ 浅倉むつ子さんの意見書の印刷版は残り少なくなりました。お読みにになりたい方はファイトバックの会まで申し込みください。

お申込はお早めに！

1冊送料共でカンパ300円



同封の振込用紙でご注文ください。

「第4準備書面」( )冊希望 × 700円

「浅倉意見書」( )冊希望 × 300円

名前、郵便番号、住所もお忘れなく。

郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

FAX 06 - 6365 - 5550

Email : [fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)

お詫び

前号掲載の折原由紀子さんの陳述書タイトルは「育休雇止めを撤回させるまで」ではなく「育休雇止めと闘って」でした。訂正してお詫びさせていただきます。

### 編集後記

館長雇止め・バックラッシュ裁判の弁護団も注目していた都立七生養護学校の性教育をめぐる3つの裁判では、いずれも教職員に対する行政の処分は不当であると勝訴しました。また最近、官製ワーキングプアと言われる女性センターで働く非常勤職員の雇用や待遇が問題視されています。三井さんが多くの非常勤職員の声なき声を背に立ち上がったこの裁判も、時の流れとともにその正当性が認められつつある感があります。いよいよ5月22日は結審です。この流れを大きなうねりにして、ぜひ勝訴を勝ち取りましょう。(木村民子)